

事務連絡
令和2年4月17日

各務原市内介護保険サービス事業所 各位

各務原市健康福祉部介護保険課長

新型コロナウイルス感染症に係る
介護サービス事業所の自主的な休止及び入退所の一時停止について（通知）

平素より各務原市介護保険行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護事業所の自主的な休止及び入退所の一時停止について、以下の通り通知します。

記

1 介護サービス事業所の自主的な全部及び一部の営業休止、及び入退所の一時停止について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、やむを得ず介護サービスの提供の全部または一部の休止及び入退所の一時停止をおこなう際は、当該事業所の指定権者に期間及び理由を事前に報告し、報告した日時内容を記録に残してください。この際、岐阜県指定の事業所であっても各務原市内の介護サービスの供給状況を把握する観点から、各務原市介護保険課にも同様の報告をお願いします。

報告の際は、以下の項目をご報告頂くようお願いします。

報告項目

- ・ 報告対象の事業所名及び介護サービスの種類
- ・ 休止又は一時停止の開始日と終了日
- ・ 休止又は一時停止の内容
- ・ 休止又は一時停止の影響を受ける利用者人数（はっきり算出出来ない時は推定数で構いません）
- ・ 休止又は一時停止の理由

補足説明

- ・ 報告の方法は任意とします
- ・ 休止又は一時停止を実施済みで、指定権者及び各務原市に報告をしていない事業所がありましたら速やかに報告をお願いします。

関係通知

- ・介護保険最新情報V o l . 7 9 6 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」より抜粋

問1 都道府県等が、公衆衛生対策の観点 から入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業等を要請した場合、介護老人保健施設の基本施設サービス費及び在宅復帰・在宅療養支援機能加算に係る施設基準において、「算定日が属する月の前6月間」等の指標の算出に当たって使用する月数に、その期間を含む月は含めないとする取扱いは可能か。

〔答〕 可能である。

問2 介護老人保健施設が感染拡大防止の観点から特に必要と考えられることから、自主的に入所又は退所の一時停止、併設サービスの事業の全部又は一部の休業を行った場合、問1と同様の考え方でよいか。

〔答〕 貴見のとおり。ただし、入退所を一時停止する期間及び休業する理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。なお、新型コロナウイルス感染の疑いや濃厚接触の疑いがない者の入退所については、地域の感染状況も踏まえながら従前どおり行うよう努めること。

- ・介護保険最新情報V o l . 8 1 6 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第8報）」より抜粋

問6 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第5報）」（令和2年3月26日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室 ほか連名事務連絡）問1及び2について、入所又は退所の一時停止に関して、感染状況等を踏まえ一部の地域からの入所や一部の地域への退所のみ停止している場合も同じ取扱いの対象となるという理解でよいか。

〔答〕 貴見のとおり。なお、その場合であっても、自主的に一時停止等を行う場合は、一時停止等を行う期間及び理由を事前に許可権者に伝えるとともに、記録しておくこと。

お問い合わせ先	各務原市 健康福祉部 介護保険課 施設指導係
電話番号	058-383-2067（直通）
FAX	058-383-6365（市代表）
Eメール	kaigo★city.kakamigahara.gifu.jp（課代表）

（メール送信時は★を@に置き換えてください）